☆☆ 新型コロナウイルス感染症ニュース 第 34 号 2020.9.23 ☆☆

前回の第 33 号でお知らせした「集合契約に基づく PCR 検査講習会」が、9 月 17 日に仙台市医師会館（仙台市急患センター２F ホール）において Web を併用したハイブリッド形式で行われました。今回はその概要をご報告いたします。なお、講習会の内容は、医師会 HP 上で動画として 9 月末から閲覧可能となる予定で、視聴方法、必要なパスワード等は近日中にお知らせいたします。詳細は動画でご確認していただき、視聴方法、講習内容等ご不明な点は FAX で事務局までお問い合わせください。

報告 集合契約に基づく PCR 検査講習会について

1） PCR 検査の概要について；仙台市医師会理事　綿谷秀弥

新型コロナ感染症に対する PCR 等検査は「行政検査」であり、行政と契約なしに保険診療としては施行できません。契約を結んでから行政検査として行うことが必須であり【以下 2）を参照】、それにより個人負担分は公費負担となります【6)】。現在、行政検査を施行した施設の医師は速やかに保健所に報告しなければならず、対応可能な施設は HER-SYS により報告します【3)】。実際の PCR 検査の実施法ついては県医師会健康センターから【4)】、仙台市のインセンティブは【5)】をご参照ください。今後、医師会としては、「発熱患者を診察、かつ PCR 等検査自院施行施設」を整備する予定です。

（総務部;綿谷秀弥）

2） 行政検査の申し込み等について；仙台市保健所健康安全課　主幹兼医務係長　岡田章利

Ⅰ 委託契約の三要素

① 保険適用の検査を「行政検査の委託」として取り扱い、医師が検査の必要性を判断して、検体の採取、検査を行う。

② 検査料・判断料の患者自己負担分はレセプトで公費請求し、各種入院料や他の加算時は別レセプトで請求する。

③ 検査対象者は新型コロナウイルス疑似症患者として、医療機関が原則として下記厚労省 Web システム（HER-SYS）で報告する。

Ⅱ 集合契約の手順

① 仙台市医師会長を代理人として契約を委任する。

② 院内における感染予防策の遵守を表明する（チェックシート、必要時は協議を行う）。

③ 検査に必要な体制確保を表明する。検査を委託する際は検査法等を確認する。

（総務部;福壽岳雄）

3） 行政への報告（HER-SYS 含む）について；

仙台市保健所健康安全課感染症対策係　主任　植本　優、主事　川上知之

上記、検査の実施は医療機関から保健所への報告が必要です。HER-SYS は厚労省が準備した、各種情報を電子的に入力、一元管理して関係者間で共有するシステムです。しかし仙台市ではまだ環境が整っておらず、現状では FAX 等を用いた報告を実施していますが、今後準備が出来次第、一定の移行期間を設けて HER-SYS 入力が依頼される予定です。講習会では具体的入力方法も示されましたが、詳細は医師会 HP 等をご参照ください。

（総務部;福壽岳雄）

4） 検体採取方法等について；宮城県医師会健康センター　業務部長　手嶋正浩

唾液検体採取の一例が動画等で示されました。検体への異物混入を防ぐことと、検体による検査機関、

関係者への感染を防ぐための手順、3 重以上の梱包が求められます。必要な検体容器も、今のところは検査機関より有償で入手可能です。当日会場では安藤会長による工夫の実演も行われました。詳細は医師会 HP、委託検査機関等へご確認お願いいたします。

（総務部;福壽岳雄）

5） 発熱患者診療協力に対する仙台市からの補助について；仙台市医師会理事　綿谷秀弥

「発熱患者をかかりつけの有無に関わらず診察、かつコールセンター、必要時市民に周知可の約 160 の登録医療機関」が対象となります。仙台市健康福祉局健康政策課に連絡で登録追加可能で、登録後、自院で行政検査として PCR 検査等を行うことにより、一日当たり 1 件目 2,000 円、2 件目以降各 1,000 円、5 件以上は 6,000 円が仙台市から医療機関へ支払われます。仙台市で公費請求を確認し件数を把握後、翌々月位に審査支払機関より月単位で支給される予定です。同一患者でも、必要があり連日行政検査を行った場合等も日が違えば対象となります。

（総務部;綿谷秀弥）

6） 公費請求の仕方について；仙台市保健所健康安全課　主幹兼医務係長　岡田章利

上記、2) I ②における請求で、法別番号は「28」、公費負担番号は「28041507（仙台市用）」公費負担医療受給者番号は「9999996」となります。

（総務部;福壽岳雄）

7） その他；事前にあった質問を抜粋

① 「検査機関でのドライブスルーでの検体採取、検査は問題ないか」

→対象になりません。検体採取は医療法上「医師の指示の下」、すなわち医師あるいは医師の監督下で看護師等が行う必要があると規定されているためです。

② 「外でテント等を設置、そこで診察、検体採取を行ってもよいか」

→保健所への届け出は事後でも可能ですが、事前に相談されることを推奨します。駐車場での自動車の中での検体採取のみであれば、届け出の必要はありません。

③ 「検体採取場所が自宅の場合は」

→検体の温度管理や感染防止対策などを含めて上記 7)①と同じ理由で、往診や訪問診療で医師が「問診、診察」を合わせて行わない限り対象になりません。

④ 「集合契約の書類を提出した日から行政検査としての PCR 等検査をできるのか」。

→郵送提出時、1～2 日の時間差に注意が必要です。医師会から仙台市（保健所）には受取日（土日祝日除）に提出します。

⑤ 「行政検査を行っている施設はコールセンターへの情報提供にも登録しなければならないという理解でよいか？」。

→行政検査のみ実施も可能です。但し補助対象除外となります。

（総務部;綿谷秀弥）

ニュース部より（34号担当　松森保彦）

これからインフルエンザ流行の時期を控え、それぞれの診療所等で無理なく継続的に医療を提供できる体制を確保していくことが必要です。今回ご紹介した「集合契約に基づく PCR 等検査」も含め、自院に合った制度を有効活用しこのコロナ渦を乗り切ってまいりましょう。

仙台市医師会へのご意見・ご質問等は FAX、メールでお願いいたします。

FAX：022-267-5193　　メール：sen-ishi@sendai.miyagi.med.or.jp